

○ 地域活動支援センター・障害者地域作業所運営費等補助金交付要綱

(総則)

第1条 障害者の地域ケア対策推進の一環として、地域ぐるみの協力により、主に就労することが困難な在宅障害者に作業訓練等を行う地域活動支援センター又は障害者地域作業所を運営する者に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) センター等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第27項に規定する地域活動支援センター（地域活動支援センターの設備等に関する基準を定める条例（平成30年横須賀市条例第24号）に定める基準を満たすものに限る。）又は障害者地域作業所（別表第1に定める基準を満たし、身体障害、知的障害又は精神障害等により企業等に就労することが困難な者に対し、作業訓練等を行うものをいう。）をいう。

(2) 重度障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付（以下「身体障害者手帳の交付」という。）を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級又は2級の障害を有する者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所（以下単に「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において知能指数が35以下と判定された者

ウ 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める3級の障害を有し、かつ、児童相談所又は更生相談所において知能指数が50以下と判定された者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有する者

オ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受け、障害の程度がB2の2であると判定された者

カ 高次脳機能障害（外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害等の認知障害等をいう。）の診断書を交付された者

(3) 安定した一般就労 センター等を利用していない者が、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として、企業等と週当たりの労働時間が20時間以上の雇用契約を締結して就労することをいう。

(4) 短時間就労併用者 安定した一般就労に移行するための支援を受けるためのセンター等の利用と、企業等と締結した週当たりの労働時間が20時間未満の雇用契約に基づく就労とを併用する者をいう（併用の期間が3年以内の者に限る。）。

(補助対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、センター等を運営する者とする。

(補助金)

第4条 市長は、前項に規定する者に対し、予算の範囲内において、次の補助金を交付する。

(1) センター等の運営に必要な運営費補助金及び特別奨励補助金

(2) 次に掲げる場合における建物の新築、購入、増改築等に係る工事費若しくは建物購入費、器具、備品等の購入費若しくは建物の賃貸借契約に当初要する費用に対する整備費補助金

ア センター等の開設又は事業規模の拡充（8人以上12人以下が利用できるセンター等を13人以上が利用できるように又は13人以上17人以下が利用できるセンター等を18人以上が利用できるように増改築等を行うことをいう。）をする場合

イ センター等の責めによることなく、家主等からの施設の明け渡し要求等によりやむを得ず立ち退き、新たにセンター等を開設する場合

ウ センター等の責めによることなく、風水害、火災等により、当該施設が被害を受けたため、その新設、改修又は補修を行う場合

(3) センター等に係る建物及び土地の賃貸借に要する家賃及び地代並びに賃貸借契約の更新に要する契約更新料に対する家賃等補助金

(4) センター等に係る利用者及び職員の健康診断料補助金

2 重度障害者が利用しているセンター等については、前項第1号に定める運営費補助金に、毎月1日（月の途中で事業を開始した場合は、事業を開始した日の属する月の翌月（事業を開始した日が月の初日であるときは、その日の属する月）の1日とする。）に在籍する重度障害者1人につき1月1万円を加算して支給するものとする。

(補助内容等)

第5条 補助内容、補助基本額、補助率、規則第4条に規定する補助金等交付申請書の添付書類、規則第10条に規定する実績報告書の添付書類及び補助金の交付方法については、別表第2に定めるところによる。

(短時間就労併用者の取扱い)

第6条 短時間就労併用者が利用しているセンター等は、安定した一般就労に移行するための適切な支援を行うため、当該短時間就労併用者に対し、就労に向けた個別支援計画（以下「支援計画」という。）を作成し、おおむね6月に1回支援計画を見直すものとする。

2 前項の支援計画による支援の期間は、センター等の利用と企業等と締結した雇用契約に基づく就労の併用開始日から3年を限度とする。

3 短時間就労併用者は、企業等で就労する日と同日にセンター等を利用することはできないものとする。

4 センター等を利用する短時間就労併用者の人数は、前年度の12月、1月及び2月それぞれの月において4日以上センター等に通所し、作業訓練等を行った者の数を比較して、2番目に多い月における通所者数の3割（端数が生じた場合には、これを切り捨てる。）を超えることはできないものとする。

(財産処分の制限)

第7条 規則第15条の規定による補助事業等により取得し、又は効用の増加した不動産その他市

長が指定する財産は次の各号に掲げるものとし、同条に規定する市長が定める期間は、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象となった1件10万円以上の備品（貸与する場合を含む。）3年
- (2) 新築、購入又は増改築に係る建物（貸与し、又は設置場所を移転する場合を含む。）15年
- (3) 模様替等又は賃借に係る建物 5年（賃貸借契約の賃借期間が5年未満であり、かつ、当該契約の更新をする場合に再び権利金等の支払いを要することが明らかであるものは、当該賃借期間）

2 前項の期間の始期は、実績報告書により補助事業が適正に完了していることを確認した日とする。

（届出）

第8条 補助事業者は、補助対象となった備品又は建物が前条第1項に規定する期間内に滅失し、又は使用目的を損なう程度の損傷を受けたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（書類の整備等）

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類（以下「帳簿」という。）を整備保管しておかなければならない。

2 帳簿は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年から5年間保存しなければならない。

（調査の方法）

第10条 規則第9条の調査は、調査対象となるセンター等において関係書類を閲覧し、及び関係職員との面談により実施する。

（調査の事前準備等）

第11条 前条の調査の実施に当たっては、その対象となるセンター等に対し、目的、期日、場所、準備すべき資料等を記載した文書により事前に通知するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、調査の開始時に当該文書を手渡すことができる。

2 調査の実施に当たっては、必要となる書類の提出を、事前にセンター等に求めることができる。

（その他）

第12条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

（旧要綱の廃止）

2 障害者地域作業指導事業補助金交付要綱（平成元年4月1日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱施行の日から平成21年3月31日までの間のこの要綱の規定による補助金の交付については、次のとおりとする。

(1) 重度障害者に係る加算については、第4条第2項の規定にかかわらず、平成20年10月1日に在籍する重度障害者1人につき1月1万円を加算して支給するものとする。

(2) 補助基本額については、別表第2第1項の表の規定にかかわらず、同表補助基本額の項中「1,045万円」とあるのは「5,225,000円」と、「935万円」とあるのは「4,675,000円」と、「825万円」とあるのは「4,125,000円」と、「175万円」とあるのは「875,000円」と、「125万円」とあるのは「625,000円」と、「75万円」とあるのは「375,000円」と、「24万円」とあるのは「12万円」と、「20万円」とあるのは「10万円」と、「15万円」とあるのは「75,000円」と、「10万円」とあるのは「5万円」とする。

(3) 補助金の算定に係る実利用人数については、別表第2第1項の表備考第2項の規定にかかわらず旧要綱の規定により平成20年6月、7月及び8月それぞれの月において4日以上センター等に通所し、作業訓練等を行った者の数を比較して、2番目に多い月における通所者数とする。

4 平成23年3月31日までの間に限り、旧要綱の規定により補助金の交付を受けていた者のうち、次に掲げるものについては、その区分に応じてそれぞれ定める額（この要綱施行の日から平成21年3月31日までの間については、括弧内にそれぞれ定める額）を運営費補助金の額に加算するものとする。

(1) 旧要綱の規定による運営費補助金の額（以下「旧補助額」という。）が1,045万円であり、この要綱の規定による運営費補助金の額についてB階層に該当する者 55万円（275,000円）

(2) 旧補助額が905万円であり、この要綱の規定による運営費補助金の額についてC階層に該当する者 55万円（275,000円）

(3) 旧補助額が1,045万円であり、この要綱の規定による運営費補助金の額についてC階層に該当する者 110万円（55万円）

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定については、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止の措置に係る経過措置)

2 この要綱の施行の日から令和4年3月31日までの間、別表第1の8及び16の規定の適用については、これらの規定中「講じる」とあるのは、「講ずるよう努める」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、別表第1の10の規定の適用については、これらの規定中「策定する」とあるのは「策定に努める」と、「実施する」とあるのは「実施に努める」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、別表第1の12(2)の規定の適用については、これらの規定中「講じる」とあるのは、「講ずるよう努める」とする。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

障害者地域作業所設置基準

- 1 利用規模 原則として、10人以上が利用できる規模であること。
- 2 実施日数 原則として、1週当たり5日以上実施すること。
- 3 設備 事業を行うための施設は、利用者の保健、衛生及び安全の確保に十分留意すること。
- 4 職員 障害福祉に理解と熱意があり、作業活動等の援助に適性を有する者を1名以上配置すること。
- 5 内容 事業は作業訓練を基本とし、障害者の就労意欲の^{かん}涵養、適切な人間関係の習得及び基本的な生活習慣の習得等を指導すること。
- 6 工賃 収入を伴う作業について、当該収入からその作業に必要な経費を控除した額を当該作業従事者に全額支払うこと。
- 7 作業訓練・指導時間 作業訓練の指導時間及び内容が利用者にとって過重なものとならないよう必要な休息・レクリエーション等に十分配慮すること。
- 8 利用者の権利擁護 利用者の権利擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施等の措置を講じること。
- 9 勤務体制の確保等 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制の確保等必要な措置を講じること。
- 10 業務継続計画の策定等
 - （1）非常災害等の発生時に業務を継続的に実施するため及び早期の業務再開を図るための計画を策定すること。
 - （2）計画を職員に周知するとともに、研修及び訓練を実施すること。
 - （3）定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。
- 11 非常災害対策
 - （1）消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、それらを定期的に職員に周知すること。
 - （2）非常災害に備えるため、定期的に避難訓練等必要な訓練を行うこと。
- 12 衛生管理等
 - （1）利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じること。
 - （2）障害者地域作業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じること。
- 13 秘密保持等 職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。
- 14 苦情解決
 - （1）提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。
 - （2）前号の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。
 - （3）提供したサービスに関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従っ

て必要な改善を行うこと。

(4) 市からの求めがあった場合には、改善の内容を市に報告すること。

(5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定による調査又は苦情の解決のあっせんのできる限り協力すること。

15 事故発生時の対応

(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずること。

(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

16 虐待の防止の措置 虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じること。

17 運営委員会の設置 地域社会の支援（協力）により事業を展開するため、おおむね次の構成員からなる運営委員会を設置すること。

(1) 事業の実施に当たる責任者

(2) 心身障害者関係団体の代表者

(3) 地域の事業主の代表者

(4) 地域社会福祉関係学識経験者

(5) 地域ボランティア団体の代表者

(6) その他必要な者

18 その他

(1) 利用を申し込む障害者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の援助の提供に係る事項について説明を行った上で、利用の申込みを受けること。

(2) 作業訓練により障害者が作成した製品の販路の開拓を行うこと。

別表第2（第5条関係）

1 運営費補助金及び特別奨励補助金

区分	運営費補助金					特別奨励補助金
	基本補助	通所促進奨励加算	就労支援加算	体験学習受入加算	運営基盤安定加算	
補助内容	安定的な運営を維持するために要する経費	通所促進に要する費用	就労支援に要する経費	小中高校生の体験学習受入に係る経費	地域作業所が地域活動支援センターの運営に要する経費	職員の処遇向上のために要する経費
補助基本額	次のうちいずれか少ない額 1 指導職員雇用費（賃金、報償費等）（特別奨励補助金の交付を受けている場合においては、当該補助金の額を控除した額）、指導職員旅費、需用費（食糧費、教材費等）、役務費、使用料及び賃借料（家賃等補助金の交付を受けている場合は当該補助額を除く。）、備品購入費その他運営に要する経費（工賃等利用者への支払金を除く。）の実支出額 2 次に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（年度途中から事業を開始した場合又は年度途中で事業を休止し、若しくは廃止した場合は、日割りした額（100 円未満は切り捨てる。）とする。） (1) A階層 11,732,000 円 (2) B階層 10,498,000 円 (3) C階層 9,263,000 円	次に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（計算の結果 0 円以下となる場合は、0 円とする。） (1) A階層 （延利用人数×500 円）-175 万円 (2) B階層 （延利用人数×500 円）-125 万円 (3) C階層 （延利用人数×500 円）-75 万円 （年度途中から事業を開始した場合又は年度途中で事業を休止し、若しくは廃止した場合は、（延利用人数×500 円）から 175 万円、125 万円又は 75 万円を日割りした額（100 円未満は切り捨てる。）をそれぞれ減じた額とする）	1 人当たり 3 月を限度として、1 月当たり 3 万円（利用者が一般就労し、センター等が面接、訪問等により指導を行った場合に限る。）	体験学習をする小中高生 1 人当たり日額 1,000 円（1 回の受入時間が概ね 2 時間を超えるものに限る。）	24 万円（年度途中から地域活動支援センターの運営を開始した場合又は年度途中で事業を休止し、若しくは廃止した場合は、日割りした額（100 円未満は切り捨てる。）とする。）	次のうちいずれか少ない額 1 指導職員の賞与、福利厚生費、研修費その他の職員の処遇向上のために要する経費の合計額 2 次に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（年度途中から事業を開始した場合又は年度途中で事業を休止し、若しくは廃止した場合は、日割りした額（100 円未満は切り捨てる。）とする。） (1) A階層 20 万円 (2) B階層 15 万円 (3) C階層 10 万円
補助率	100 分の 100（1,000 円未満の端数は切り捨てる。）					

補助金等交付申請書の添付書類	1 地域活動支援センター等事業実施計画・結果報告書（第1号様式） 2 歳入歳出予算書抄本 3 理由書、財産目録及び貸借対照表（社会福祉法人に限る。） 4 通所者名簿（第2号様式）
実績報告書の添付書類	1 地域活動支援センター等事業実施計画・結果報告書 2 歳入歳出決算書抄本又は決算見込書抄本 3 通所者出席簿（第3号様式） 4 地域活動支援センター等通所日数確認票（第4号様式）
補助金の交付方法	概算払いとする。

備考

- A階層とは実利用人数18人以上のセンター等を、B階層とは実利用人数13人以上17人以下のセンター等を、C階層とは実利用人数8人以上12人以下のセンター等をそれぞれいうものとする。また、新規に事業を開始する場合その他市長が認める場合は、C階層に該当するものとする。
- 前項の実利用人数とは、前年度の12月、1月及び2月それぞれの月において4日以上センター等に通所し、作業訓練等を行った者の数を比較して、2番目に多い月における通所者数とする。ただし、短時間就労併用者に係る実利用人数については、1人当たり0.5人として算定する。
- 前項の算定方法により、実利用人数が8人未満となる場合であって、前年度の4月から2月までのそれぞれの月において4日以上センター等に通所し、作業訓練等を行った者の数を比較して、6番目に多い月における通所者数が8人以上となる場合は、C階層に該当するものとする。ただし、短時間就労併用者に係る実利用人数については、1人当たり0.5人として算定する。
- 市長は、前2項の算定方法により、実利用人数が8人未満となる場合には、補助金の交付申請を行う年度の4月1日時点でセンター等に登録している者の人数（以下「登録人数」という。）を実利用人数とみなし、当該人数が5人以上の場合には、C特階層に該当するものとし、次に掲げる補助基本額を交付するものとする。ただし、短時間就労併用者に係る実利用人数については、1人当たり0.5人として算定する。
 - 登録人数が8人以上 9,263,000円
 - 登録人数が7人 8,105,000円
 - 登録人数が6人 6,947,000円
 - 登録人数が5人 5,789,000円
- 市長は、前3項の算定方法により、登録人数が5人未満となる場合には、補助金を交付しないものとする。
- センター等は、C特階層に該当する場合は、実利用人数が8人未満となった理由及び利用人数を増やすための方策等を記載した理由書を市長に提出しなければならない。
- 市長は、センター等が3年度連続してC特階層に該当する場合は、市長が特に認める場合を除き、次年度以降の補助金を交付しないものとする。
- 市長は、補助金の交付申請を行う年度の4月1日時点で、センター等が廃止するセンター等の利用者を受け入れる場合は、当該受け入れを行うセンター等の実利用人数の算定方法については、第2項により算定した実利用人数に当該廃止するセンター等から受け入れる利用者の人数を加えて、補助基本額の階層を判断することとする。

2 整備費補助金、家賃等補助金及び健康診断料補助金

区分	整備費補助金			家賃等補助金	健康診断料補助金
補助内容	建物の新築、購入、増改築、模様替等に要する工事費、建物購入費 その他市長が必要と認める経費	器具、備品等の購入に要する経費	建物の賃借契約時の権利、礼金等 (家賃に充当するものその他に 返戻のあるものを除く。)その他 市長が必要と認める経費	建物及び土地の賃貸借に要する 家賃等(マンション等の管理費 を除く。)	利用者及び職員の健康診断に要す る経費
補助基本額	実支出額(450万円を限度とす る。)	実支出額(45万円を限度とす る。)	実支出額(45万円を限度とす る。)	1 家賃の実支出額(月の途中 から事業を開始した場合又は 月の途中で事業を休止し、若 しくは廃止した場合は、当該 月については、日割りした額 (100円未満の端数は切り捨 てる。)とする。) 2 契約更新料の額	実支出額(1人当たり1,250円を限 度とする。)
補助率	3分の2(1,000円未満の端数は切り捨てる。)			2分の1(100円未満の端数は切 り捨てる。)。ただし、家賃の 実支出額及び契約更新料の額に 係る補助金の額はそれぞれ12万 円を限度とする。	100分の100
補助金等交付申 請書の添付書類	1 地域活動支援センター等整備計画・結果報告書(第6号様式) 2 歳入歳出予算書抄本 3 理由書、財産目録及び貸借対照表(社会福祉法人に限る。)			1 建物等の賃貸借契約書の写 し 2 運営費の歳入歳出予算書抄 本	受診者名簿
実績報告書の添 付書類	地域活動支援センター等整備計画・結果報告書(第6号様式)			1 家賃等の領収書の写し 2 運営費の歳入歳出決算書抄 本又は決算見込書抄本 3 契約更新料の領収書の写し	健康診断料の領収書の写し
補助金の交付方 法	事業実績に基づき交付する。			概算払いとする。	概算払いとする。

第 1 号様式（別表第 2 関係）

計画
地域活動支援センター等事業実施結果報告書

事業所の名称		責任者	
運営主体		代表者	
事業実施日及び時間			

1 通所（対象）者（障害別及び年齢別）

	知的障害者				肢体不自由者						視覚障害者						
	最重	重度	中度	軽度	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
男																	
女																	
	聴覚言語障害者						内部障害者				重度心身障害	精神障害者				その他	計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級		1級	2級	3級	手帳無		
男																	
女																	
	18歳未満		18歳以上 20歳未満		20歳以上 30歳未満		30歳以上 40歳未満		40歳以上 50歳未満		50歳以上 60歳未満		60歳以上 70歳未満		計		
男																	
女																	

2 職員

職 種	施設長	専任指導員	その他の職員
人 員			
雇用形態			

3 作業種目

	製品名	受注・販売先等
自主製品		
受注製品 その他		

4 1日当たりの作業手当及び支払い方法

最 高	円	平 均	円
最 低	円	支 払 日	毎月 日払
算定方法等			

5 協力団体等

団体名	内容

第 2 号様式（別表第 2 関係）

通所者名簿

事業所名

番 号	氏 名	生 年 月 日	住 所	入 退 所 年 月 日	障 害 状 況	重 度 障 害 者	短 時 間 就 労 併 用 者	併 用 開 始 日
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

※重度障害者加算該当者は、重度障害者の欄に○印を記入してください。

※短時間就労併用者該当者は、短時間併用者の欄に○印を記入してください。

第3号様式（別表第2関係）

通所者出席簿（ 月）

番号	氏 名	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	出席 日数
1																																	
2																																	
3																																	
4																																	
5																																	
6																																	
7																																	
8																																	
9																																	
10																																	
11																																	
12																																	
13																																	
14																																	
15																																	
16																																	
17																																	
18																																	
19																																	
20																																	

備考 通所した日に○を記入してください。

地域活動支援センター等 通所日数確認票

地域活動支援センター名 障害者地域作業所名											
通所者氏名											
年 月 分			年 月 分			年 月 分					
日付	曜日	通所した日	日付	曜日	通所した日	日付	曜日	通所した日			
1			1			1					
2			2			2					
3			3			3					
4			4			4					
5			5			5					
6			6			6					
7			7			7					
8			8			8					
9			9			9					
10			10			10					
11			11			11					
12			12			12					
13			13			13					
14			14			14					
15			15			15					
16			16			16					
17			17			17					
18			18			18					
19			19			19					
20			20			20					
21			21			21					
22			22			22					
23			23			23					
24			24			24					
25			25			25					
26			26			26					
27			27			27					
28			28			28					
29			29			29					
30			30			30					
31			31			31					
通所日数合計			日	通所日数合計			日	通所日数合計			日

※ 通所者が通所した日について、地域活動支援センター等が「通所した日」欄に、○をしてください。

通所者又は 保護者等 確認欄	上記のとおり通所したことを確認しました。		
	年 月 日		
	住 所		
	氏 名		
	通所者との続柄		
電話番号			

※ 署名に代えて記名押印することができます。

通所の状況について、市（民生局福祉こども部福祉施設課）から通所者又は保護者の方等のお問い合わせをさせていただきますことがあります。

第 5 号様式（別表第 2 関係）

地域活動支援センター等整備計画
結果報告書

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置主体及び経営主体
- 3 地域活動支援センター等整備区分及び規模（利用定員及び対象障害者）

区分	現在の施設規模	整備後の施設規模	対象障害者	備 考
開設				
拡充		（移転後の所在地）		（移転年月日）
移転				（災害等年月日）
災害等				

- 4 事業開始年月日 年 月 日

- 5 施設の規模及び構造

- (1) 敷地面積 m^2
- (2) 敷地の所有関係（自己所有地、借地又は買収（予定）地の別）
- (3) 建物の規模及び構造
- （注） 建物の位置図及び平面図を添付すること。

- 6 整備（整備予定）費用 _____ 円

内 訳	ア	工事費	円
	イ	建物購入費	円
	ウ	器具、備品等購入費	円
	エ	建物の賃貸借契約に当初要する経費	円
	オ	その他必要と認める経費	円

（注）整備内容に応じ、建物の設計図、仕様書、見積書及び市長が必要と認めた書類を添付すること。

- 7 財源内訳

市補助金	円
設置者負担金	円
（内訳）	

計 円